

2020年12月18日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

令和2年12月16日からの大雪による災害の被害を受けられた方々への 視聴料等の免除について 【第1報】

令和2年12月16日からの大雪に伴う災害で被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる78社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：小野直路）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：米倉英一）は、令和2年12月16日からの大雪に伴う災害により、12月17日に災害救助法が適用された下記の新潟県1市1町において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【新潟県】

南魚沼市（みなみうおぬまし）

南魚沼郡湯沢町（みなみうおぬまぐんゆざわまち）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンドご利用料金

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上